

7 参考資料(関連法規)

4)「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

⑪建築物の内装制限(法35条の2、建令128条の3の2～129、平成12年建設省告示1439号)

●建築物は、その用途、構造、および規模により内装制限の規定があります。

■内装制限一覧

用途・構造・規模区分		当該用途に供する部分の床面積の合計			内装制限		建築基準 法施行令
		耐火建築物 の場合	準耐火建築物 の場合	その他建築物 の場合	居室等	地上に通ずる 主たる廊下・ 階段・通路	
A	劇場・映画館・演芸場・ 観覧場・公会堂・集会場	(客席) 400㎡以上	(客席) 100㎡以上		難燃材料 (3階以上の階に 居室を有する建 築物の当該用途 に供する居室の 天井については、 準不燃材料とす る。)	準不燃材料	129・① 128の4・①
B	病院・診療所(患者の収容施設 のあるもの)・ホテル・旅館・下宿・共 同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等 (幼保連携型認定こども園を含む)	(3階以上の合計) 300㎡以上	(2階部分)300㎡以上 (病院・診療所は、2階 に患者の収容施設が ある場合に限る)	200㎡以上		同 上	同 上
C	百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・ カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・ 遊技場・公衆浴場・待合・料理店・ 飲食店または物品販売業を営む 店舗(10㎡以内を除く)	(3階以上の合計) 1,000㎡以上	(2階部分) 500㎡以上	200㎡以上		同 上	同 上
D	地階または地下工作物内の居室 等で、A・B・Cの用途に供するもの	全 部			準不燃材料	同 上	129・③ 128の4・①・三
E	自動車庫車庫・自動車修理場	全 部			同 上	同 上	129・② 128の4・①・二
F	無窓の居室 (建基令128の3の2参照)	50㎡以上 (ただし、天井の高さが6mを超えるものを除く)			同 上	同 上	129・⑤ 128の3の2
G	大規模建築物 (階数および規模によるもの)	・階数が3以上で500㎡を超えるもの ・階数が2で1,000㎡を超えるもの ・階数が1で3,000㎡を超えるもの ただし、次のものを除く ①学校等(建基令126の2・①・二参照) 2,100㎡以内ごとに防火区画され特殊建築物の用途に供 しない居室で、耐火建築物又は主要構造部を準耐火構 造とした準耐火建築物の高さが31m以下の部分にある もの ③、②欄の用途に供するもので高さが31m以下の部分			難燃材料	同 上	128の4・②③ 129・④
H	火気使用室	住 宅:階数が2以上の住宅で、最上階以外の階に ある火気使用室 住宅以外:火気使用室は全部 (ただし、主要構造部を耐火構造としたものを除く)			準不燃材料	——	129・⑥ 128の4・④
I	階数が11以上のもの	100㎡以内に防火区画された部分			※1		112・⑤
		200㎡以内に防火区画(防火設備の区画を除く)された部分			準不燃材料(下地とも)※		112・⑥
		500㎡以内に防火区画(防火設備の区画を除く)された部分			不燃材料(下地とも)※		112・⑦
J	地下街	100㎡以内に防火区画された部分			※2	(地下道) 不燃材料 (下地とも)	128の3・①・三 128の3・⑤
		200㎡以内に防火区画(防火設備の区画を除く)された 部分			準不燃材料 (下地とも)※		
		500㎡以内に防火区画(防火設備の区画を除く)された 部分			不燃材料 (下地とも)※		
K	避難・特別避難階段室 エレベーター乗降ロビー	全 部			不燃材料(下地とも)		123 129の13・③

※1 I欄の規定では、100㎡以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていないが、建築物の階数および規模によるG欄の規定が適用される。

※2 J欄の規定では、100㎡以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていないが、A・B・C欄の用途に供する部分については、D欄の規定が適用される。

注1) 内装制限の適用を受ける建築物の部分は、居室および居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁および天井(天井がない場合は屋根)の室内に面する部分である。ただし、A・B・C・G・I・J欄の※については、規定に該当する居室の壁の床面からの高さが1.2m以下の部分には適用されない。(建基令129・①、112・⑥)

2) Bのうち耐火建築物または主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物にあっては、100㎡(共同住宅の住戸にあっては200㎡)以内ごとに防火区画された部分を除く。

3) Bのうち1時間準耐火構造の準耐火建築物の下宿、共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分は、耐火建築物の部分とみなす。

4) 内装制限の規定で、2以上の規定に該当する建築物の部分には、最も厳しい規定が適用される。

5) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので、自動式のもののおよび建基令126の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、内装制限の規定は適用されない。(建基令129・⑦)

6) I・J欄の規定について、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので、自動式のものを設けた部分については、防火区画の床面積は2倍まで緩和される。(建基令112・①)